

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第四条の六の二まで（現行のとおり） （指定地球温暖化対策事業者の変更等）</p> <p>第四条の七（現行のとおり）</p> <p>2 条例第五条の九第二項の規定による変更の届出は、別記第一号様式の六による指定地球温暖化対策事業者変更届出書により行わなければならない。ただし、指定地球温暖化対策事業者の変更に伴い条例第五条の八第二項の規定による事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者の届出を行う場合にあつては、当該届出において知事に提出する別記第一号様式による所有事業者等届出書に、当該変更のあつた旨及び当該変更の内容を記載することにより、当該変更の届出を行うことができる。</p> <p>3 から5まで（現行のとおり） （指定の取消し）</p> <p>第四条の八（現行のとおり）</p> <p>2 前項の指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書には、条例第五条の十第一項各号のいずれかに該当することを証する書類及び当該各号の規定による前項の届出の日（同項第一号に該当する場合にあつては、同号の廃止又は休止の日）の属する年度の前年度の特定温室効果ガス年度排出量についての登録検証機関による検証</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第四条の六の二まで（略） （指定地球温暖化対策事業者の変更等）</p> <p>第四条の七（略）</p> <p>2 条例第五条の九第二項の規定による届出は、別記第一号様式の六による指定地球温暖化対策事業者変更届出書により行わなければならない。</p> <p>3 から5まで（略） （指定の取消し）</p> <p>第四条の八（略）</p> <p>2 前項の指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書には、条例第五条の十第一項各号のいずれかに該当することを証する書類及び当該各号の規定による前項の届出の日（同項第一号に該当する場合にあつては、同号の廃止又は休止の日）の属する年度の前年度の特定温室効果ガス年度排出量についての登録検証機関による検証</p>

の結果を添付しなければならない。ただし、次項第二号に該当する場合（特定地球温暖化対策事業所が同号に該当する場合であつて、条例第五条の十八第一項第二号の規定により当該特定地球温暖化対策事業所の特定地球温暖化対策事業者が選択する削減義務期間の終了年度が同号イの年度である場合を除く。）又は条例第五条の八第二項若しくは条例第六条の規定により当該検証の結果を既に知事に提出している場合にあつては、当該検証の結果を添付することを要しない。

3 から5まで （現行のとおり）

第四条の九 （現行のとおり）

（その他ガス削減量）

第四条の九の二 （現行のとおり）

2 条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める方法により算定する量は、その他ガス削減量を算定する事業所から事業活動に伴い排出されるその他ガスについて、その他ガス削減量の発行が可能な期間（平成二十二年度、平成二十七年及び平成三十二年度から始まる削減計画期間とする。）内においてその他ガス削減量を算定する年度（以下この条において「算定年度」という。）ごとに算定する、知事が別に定める基準となる年度のその他ガス年度排出量（基準となる年度が複数の年度である場合にあつては、当該複数の年度のその他ガス年度排出量の平均の量）から当該算定年度のその他ガス年度排出量を減じて得た量とする。この場合において、知事が別に定める方法により、その他ガ

の結果を添付しなければならない。ただし、次項第二号に該当する場合又は条例第五条の八第二項若しくは条例第六条の規定により当該検証の結果を既に知事に提出している場合にあつては、当該検証の結果を添付することを要しない。

3 から5まで （略）

第四条の九 （略）

（その他ガス削減量）

第四条の九の二 （略）

2 条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める方法により算定する量は、その他ガス削減量を算定する事業所から事業活動に伴い排出されるその他ガスについて、その他ガス削減量の発行が可能な期間（平成二十二年度及び平成二十七年から始まる削減計画期間とする。）内においてその他ガス削減量を算定する年度（以下この条において「算定年度」という。）ごとに算定する、知事が別に定める基準となる年度のその他ガス年度排出量（基準となる年度が複数の年度である場合にあつては、当該複数の年度のその他ガス年度排出量の平均の量）から当該算定年度のその他ガス年度排出量を減じて得た量とする。この場合において、知事が別に定める方法により、その他ガス削減量を算定する事業

ス削減量を算定する事業所の事業活動を、一部の事業活動に限定することができる。

3 及び 4 (現行のとおり)

第四条の十から第四条の十一の三まで (現行のとおり)

(環境価値換算量)

第四条の十二 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量は、次の表の第一欄に掲げる電気等環境価値保有量の区分に応じ、当該第二欄に定める量に、当該第三欄に定める係数を乗じて得た量(第一項に規定する再生可能エネルギーを変換して得られる電気又は熱を発生させた者が当該電気又は熱を自ら使用する場合において、当該電気又は熱の使用量を特定温室効果ガス排出量から控除したときは、当該控除した量を除く。)とする。

第一欄	第二欄	第三欄
電気に係る電気等環境価値保有量	電気等環境価値保有量(千キロワット時で表した量という。)	電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数
熱に係る電気等環	電気等環境価値保有量(ギガジュール	熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで

所の事業活動を、一部の事業活動に限定することができる。

3 及び 4 (略)

第四条の十から第四条の十一の三まで (略)

(環境価値換算量)

第四条の十二 (略)

2 (略)

3 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量は、次の表の第一欄に掲げる電気等環境価値保有量の区分に応じ、当該第二欄に定める量に、当該第三欄に定める係数を乗じ、これに第四欄に定める割合を乗じて得た量(第一項に規定する再生可能エネルギーを変換して得られる電気又は熱を発生させた者が当該電気又は熱を自ら使用する場合において、当該電気又は熱の使用量を特定温室効果ガス排出量から控除したときは、当該控除した量を除く。)とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
電気に係る電気等環境価値保有量	電気等環境価値保有量(千キロワット時で表した量という。)	電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める	知事が別に定める電気等環境価値保有量にあつては百分の百五十、それ以外の電気等環境価値

境価値保有量	ルで表した量をいう。)	表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数
--------	-------------	-------------------------

第四条の十三から第四条の十五まで (現行のとおり)
(削減義務率)

第四条の十六 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

事業所の種類	割合
一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備 (電気事業法施行令 (昭和四十年政令第二百六号) 第二十七条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。) が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるものアからウまで (現行のとおり)	(現行のとおり)
一 (現行のとおり)	(現行のとおり)

4 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める平

熱に係る電気等環境価値保有量	電気等環境価値保有量 (ギガジュールで表した量をいう。)	係数 熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトシで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数	保有量にあつては百分の百
----------------	------------------------------	---	--------------

第四条の十三から第四条の十五まで (略)
(削減義務率)

第四条の十六 (略)

2 (略)

3 (略)

事業所の種類	割合
一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備 (電気事業法施行令 (昭和四十年政令第二百六号) 第九条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。) が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるものアからウまで (略)	(略)
一 (略)	(略)

成三十二年度から始まる削減計画期間における削減義務率（以下「第三期削減義務率」という。）は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、第一期該当事業所にあつては当該中欄に掲げる割合、平成二十七年以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所にあつては当該下欄に掲げる割合とする。

事業所の種類		割合一	割合二
一 第一区分事業所	(一) 次に掲げる事業所	百分の二	百分の十
	ア 熱供給事業所	十七	七
	イ 自己熱源事業所		
	(ロ) (一)以外のもの	百分の二 十五	百分の十 五
二 第二区分事業所		百分の二 十五	百分の十 五

5 前項の規定にかかわらず、第一期該当事業所のうち、主たる用途が病院その他の医療施設で構成されるものの第三期削減義務率は、同項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄に掲げる割合から、百分の二を減して得た割合とする。

第四条の十七から第四条の十八の二まで（現行のとおり）
（事業所の用途変更等による基準排出量の変更）

第四条の十九（現行のとおり）

2 及び 3（現行のとおり）

4 第六項第三号又は第四号の方法により算定される量を用いて前項第三号の基準排出量の変更の量及び変更後の基準排出量を算定

第四条の十七から第四条の十八の二まで（略）
（事業所の用途変更等による基準排出量の変更）

第四条の十九（略）

2 及び 3（略）

する場合（特定温室効果ガス排出量が増加する状況の変更があつた場合に限る。）において、状況変更年度の翌年度の九月末日までに第六項第三号又は第四号の規定による実測が完了しないときは、当該年度の八月末日までに実測した燃料等の使用の量に基づき知事が適切と認める方法により算定した結果を前項第三号の算定の結果とする。この場合において、当該実測が完了したときは、実測した全ての期間における燃料等の使用の量に基づき算定した結果について、知事が別に定めるところにより、実測の完了後速やかに、知事に提出しなければならない。

5| 条例第五条の十四第二項に規定する規則で定める期間は、状況変更年度（状況の変更があつた日の属する月が三月である場合にあっては、状況変更年度の翌年度。以下この項において同じ。）から次の状況変更年度の前年度までとする。

6| （現行のとおり）

7| （現行のとおり）

8| （現行のとおり）

第四条の二十から第四条の二十一の三の二まで （現行のとおり）

（一般管理口座の開設）

第四条の二十一の四 （現行のとおり）

2から5まで （現行のとおり）

6 条例第五条の二十一第八項の規定による変更の届出は、当該変更後、遅滞なく、別記第一号様式の十八の四による口座名義人等

4| 条例第五条の十四第二項に規定する規則で定める期間は、状況変更年度（状況の変更があつた日の属する月が三月である場合にあっては、状況変更年度の翌年度。以下この項において同じ。）から当該状況変更年度の属する削減義務期間の終了する年度までとする。

5| （略）

6| （略）

7| （略）

第四条の二十から第四条の二十一の三の二まで （略）

（一般管理口座の開設）

第四条の二十一の四 （略）

2から5まで （略）

6 条例第五条の二十一第八項の規定による変更の届出は、当該変更後、遅滞なく、別記第一号様式の十八の四による口座名義人等

氏名等変更届出書により行わなければならない。ただし、当該変更後、遅滞なく、次に掲げる行為（第一号又は第二号に掲げる届出にあつては、前項第二号又は第三号に掲げる事項（同項第三号イに掲げる事項のうち口座管理者に係るものを除く。）に変更があつた場合に限る。）を行う場合にあつては、当該行為において知事に提出する書類に、当該変更のあつた旨及び当該変更の内容を記載することにより、当該変更の届出を行うことができる。

一 条例第五条の九第一項第一号の規定による届出

二 条例第五条の九第二項の規定による届出

三 条例第五条の二十一の二第二項の規定による申請

四 条例第五条の二十二第二項の規定による申請

五 条例第五条の二十二第五項の規定による申請

第四条の二十一の五及び第四条の二十一の五の二（現行のとおり）
（管理口座の廃止）

第四条の二十一の六（現行のとおり）

2（現行のとおり）

3（現行のとおり）

一から三まで（現行のとおり）

四 第四条の二十一の四第一項第三号に規定する者が口座名義人である一般管理口座（当該口座名義人が条例第五条の二十二第三項の規定によるその他削減量の振替の申請又は同条第四項の規定による振替可能削減量の発行の申請を行うことができる振替可能削減量のいずれもが第四条の二十一の十四第一項に規定

氏名等変更届出書により行わなければならない。ただし、当該変更後、遅滞なく、条例第五条の二十一の二第二項又は第五条の二十一第二項若しくは第五項の規定による申請を行う場合にあつては、当該申請において知事に提出する書類に、当該変更のあつた旨及び当該変更の内容を記載することにより、当該変更の届出を行うことができる。

第四条の二十一の五及び第四条の二十一の五の二（略）
（管理口座の廃止）

第四条の二十一の六（略）

2（略）

3（略）

一から三まで（略）

四 第四条の二十一の四第一項第三号に規定する者が口座名義人である一般管理口座（当該口座名義人が条例第五条の二十二第三項の規定によるその他削減量の振替の申請又は同条第四項の規定による振替可能削減量の発行の申請を行うことができる振替可能削減量のいずれもが第四条の二十一の十四に規定する日

する日を経過した場合に限る。)

五及び六 (現行のとおり)

4 (現行のとおり)

第四条の二十一の六の二から第四条の二十一の十三まで (現行のとおり)

(義務充当に利用できない振替可能削減量等の移転)

第四条の二十一の十四 知事は、指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等のうち、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間(平成二十年度又は平成二十一年度が当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度であるその他削減量にあつては、平成二十一年度から始まる削減計画期間)の終了年度の翌々年度の九月末日(第四条の九第一項第二号に掲げる場合に該当した特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等にあつては、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間終了後の同号に定める日)を経過したものについて、義務充当に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

2から6まで (現行のとおり)

第四条の二十一の十五及び第四条の二十一の十六 (現行のとおり)

(添付書類)

第四条の二十一の十七 (現行のとおり)

を経過した場合に限る。)

五及び六 (略)

4 (略)

第四条の二十一の六の二から第四条の二十一の十三まで (略)

(義務充当に利用できない振替可能削減量等の移転)

第四条の二十一の十四 知事は、指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等のうち、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間(平成二十年度又は平成二十一年度が当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度であるその他削減量にあつては、平成二十一年度から始まる削減計画期間)の終了年度の翌々年度の九月末日を経過したものについて、義務充当に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

2から6まで (略)

第四条の二十一の十五及び第四条の二十一の十六 (略)

(添付書類)

第四条の二十一の十七 (略)

2 (現行のとおり)

1 (現行のとおり)

- 1 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合(前項第一号の書面に添付する場合を除く。) 印鑑証明書又はこれに準ずるもの
- 3 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合 住民票の写し又はこれに代わる書面

第四条の二十一の十八から第四条の二十五まで (現行のとおり)
(特定テナント等事業者の計画書の提出)

第四条の二十六 (現行のとおり)

2 条例第七条第五項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出は、毎年度十一月末日(当該特定テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所の指定があつた年度にあつては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日)までに、別記第一号様式の二十による特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書に、知事が別に定める様式による特定テナント等地球温暖化対策計画書を添えて行うものとする。

第五条から第八条まで (現行のとおり)
(特定開発事業)

第八条の二 条例第十七条の三第一項に規定する規則で定める規模は、開発事業において新築等をしようとする全ての建築物の新

2 (略)

1 (略)

- 1 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合(前項第一号の書面に添付する場合を除く。) 当該印鑑証明書又はこれに準ずるもの
- 3 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合 当該住民票の写し又はこれに代わる書面

第四条の二十一の十八から第四条の二十五まで (略)
(特定テナント等事業者の計画書の提出)

第四条の二十六 (略)

2 条例第七条第五項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出は、毎年度十一月末日までに、別記第一号様式の二十による特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書に、知事が別に定める様式による特定テナント等地球温暖化対策計画書を添えて行うものとする。

第五条から第八条まで (略)
(特定開発事業)

第八条の二 条例第十七条の三第一項に規定する規則で定める規模は、開発事業において新築等をしようとするすべての建築物の新

築部分、増築部分及び改築部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第二項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）の合計が五万平方メートルを超えるものとする。

（省エネルギー性能目標値の設定）

第八条の三 条例第十七条の四に規定する規則で定める規模は、建築物の新築又は改築の場合にあつては延べ面積が、建築物の増築の場合にあつては増築部分の延べ面積が、それぞれ一万平方メートルであることとする。

2 から4まで （現行のとおり）

第八条の四及び第八条の五 （現行のとおり）

（エネルギー有効利用計画書の変更の届出）

第八条の六 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

一 特定開発事業において特定建築物の新築等をしようとする場合 当該特定建築物に係る建築物環境計画書が知事に提出される日（当該特定建築物が複数ある場合にあつては、全ての建築物環境計画書が知事に提出される日）

二 （現行のとおり）

3 （現行のとおり）

（特定開発事業者によるエネルギー有効利用計画書の公表）

第八条の七 （現行のとおり）

新築部分及び増築部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第二項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）の合計が五万平方メートルを超えるものとする。

（省エネルギー性能目標値の設定）

第八条の三 条例第十七条の四に規定する規則で定める規模は、建築物の新築の場合にあつては延べ面積が、建築物の増築の場合にあつては増築部分の延べ面積が、それぞれ一万平方メートルであることとする。

2 から4まで （略）

第八条の四及び第八条の五 （略）

（エネルギー有効利用計画書の変更の届出）

第八条の六 （略）

2 （略）

一 特定開発事業において大規模特定建築物の新築等をしようとする場合 当該大規模特定建築物に係る建築物環境計画書が知事に提出される日（当該大規模特定建築物が複数ある場合にあつては、すべての建築物環境計画書が知事に提出される日）

二 （略）

3 （略）

（特定開発事業者によるエネルギー有効利用計画書の公表）

第八条の七 （略）

2 条例第十七条の九第一項の規定による公表は、遅くとも特定日（当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日）から当該建築物の新築等に係る工事が完了する日（当該建築物が複数ある場合にあつては、全ての当該建築物の新築等に係る工事が完了する日）までの間行わなければならない。

一及び二（現行のとおり）

3（現行のとおり）

第八条の八から第八条の十まで（現行のとおり）

（特定開発事業者による地域エネルギー供給計画書の公表）

第八条の十一（現行のとおり）

2 条例第十七条の十三第一項の規定による公表は、遅くとも次に掲げる日のいずれか早い日（以下この項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日）から当該地域エネルギー供給計画書に基づくエネルギーの供給に係る地域エネルギー供給実績報告書が最初に知事に提出される日までの間、行わなければならない。

一及び二（現行のとおり）

3（現行のとおり）

第八条の十二から第八条の二十二まで（現行のとおり）

（特定建築物の規模）

2 条例第十七条の九第一項の規定による公表は、特定日（当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日）の少なくとも三十日前から当該建築物の新築等に係る工事が完了する日（当該建築物が複数ある場合にあつては、全ての当該建築物の新築等に係る工事が完了する日）までの間行わなければならない。

一及び二（略）

3（略）

第八条の八から第八条の十まで（略）

（特定開発事業者による地域エネルギー供給計画書の公表）

第八条の十一（略）

2 条例第十七条の十三第一項の規定による公表は、地域エネルギー供給計画書に基づくエネルギーの供給を行う建築物のうち次に掲げる日のいずれか早い日（以下この項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日）の少なくとも三十日前から当該地域エネルギー供給計画書に基づくエネルギーの供給に係る地域エネルギー供給実績報告書が最初に知事に提出される日までの間、行わなければならない。

一及び二（略）

3（略）

第八条の十二から第八条の二十二まで（略）

（特定建築物の規模）

第九条 条例第二十条に規定する規則で定める規模は、建築物の新築又は改築の場合にあつては延べ面積が、建築物の増築の場合にあつては増築部分の延べ面積が、二千平方メートルであることとする。

(省エネルギー性能基準の順守)

第九条の二 条例第二十条の三に規定する規則で定める用途は、第八条の三第二項第二号から第九号までに規定する用途とする。

2 条例第二十条の三に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物省エネ法第十八条各号のいずれかに該当する建築物とする。

3 条例第二十条の三に規定する規則で定める省エネルギー性能基準の値は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める値以上とする。

一 当該特定建築物のうち、第八条の三第二項第二号から第八号までに規定する用途に供する部分の全部（当該用途に供する部分の延べ面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その延べ面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの延べ面積を除く。）が二千平方メートル以上である場合に限る。）別表第一の五に掲げる建築物の熱負荷の低減率の値

二 当該特定建築物のうち、第八条の三第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分の全部（当該用途に供する部分の延べ面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一

第九条 条例第十九条第一項に規定する規則で定める規模は、建築物の新築の場合にあつては延べ面積が、建築物の増築の場合にあつては増築部分の延べ面積が、二千平方メートルであることとする。

(大規模特定建築物の規模)

第九条の二 条例第二十条に規定する規則で定める規模は、建築物の新築の場合にあつては延べ面積が、建築物の増築の場合にあつては増築部分の延べ面積が、五千平方メートルであることとする。

部であつて、その延べ面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの延べ面積を除く。）が二千平方メートル以上である場合に限る。）別表第一の五に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減率の値

(特別大規模特定建築物の規模)

第九条の三 条例第二十条の四に規定する規則で定める規模は、第八条の三第一項に規定する規模とする。

(特別大規模特定建築物の規模等)

第九条の三 条例第二十条の三に規定する規則で定める規模は、第八条の三第一項に規定する規模とする。

2 条例第二十条の三に規定する規則で定める用途は、第八条の三第二項第二号から第九号までに規定する用途とする。

3 条例第二十条の三に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物省エネ法第十八条各号のいずれかに該当する建築物とする

4 条例第二十条の三に規定する規則で定める省エネルギー性能基準の値は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める値以上とする。

一 当該特別大規模特定建築物のうち、第八条の三第二項第二号から第八号までに規定する用途に供する部分の全部（当該用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。）別表第一の五に掲げる建築物の熱負荷の低減率の値

二 当該特別大規模特定建築物のうち、第八条の三第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分の全部（当該用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。）別表第一の五に掲げる設備システム

(建築物環境計画書の作成等)

第十条 条例第二十一条の規定による建築物環境計画書の作成は、建築物等の建築設計、設備設計その他の設計における環境への配慮のための措置について行わなければならない。

2 (現行のとおり)

1 (現行のとおり)

1 建築物等の配置図、基準階平面図、断面図及び立面図

3 仕様書その他の建築物等の環境への配慮のための措置等の内容を示す書類及び図書

3 条例第二十一条に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物省エネ法第十八条第二号又は第三号に該当する建築物とする。

4| 条例第二十一条に規定する規則で定める日は、次に掲げる日のいずれか早い日とする。

1 及び 2 (現行のとおり)

(建築物環境計画書の任意提出)

第十条の二 (現行のとおり)

2 条例第二十一条の二第一項に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物省エネ法第十八条第二号又は第三号に該当する建築物とする。

3| 前条第一項及び第四項の規定は、条例第二十一条の二第一項の規定による建築物環境計画書の提出について準用する。

のエネルギー利用の低減率の値

(建築物環境計画書の作成等)

第十条 条例第二十一条の規定による建築物環境計画書の作成は、特定建築物等の建築設計、設備設計その他の設計における環境への配慮のための措置について行わなければならない。

2 (略)

1 (略)

1 特定建築物等の配置図、基準階平面図、断面図及び立面図

3 仕様書その他の特定建築物等の環境への配慮のための措置等の内容を示す書類及び図書

3| 条例第二十一条に規定する規則で定める日は、次に掲げる日のいずれか早い日の三十日前とする。

1 及び 2 (略)

(建築物環境計画書の任意提出)

第十条の二 (略)

2| 前条第一項及び第三項の規定は、条例第二十一条の二第一項の規定による建築物環境計画書の提出について準用する。

(建築物環境計画書等の概要についての公表)

第十一条 条例第二十一条の三、~~第二十二條第三項、第二十三條第二項、第二十三條の三第四項、(第二十三條の三の二第二項において準用する場合を含む。)~~及び第二十三條の六第三項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一及び二 (現行のとおり)

(建築物環境計画書の変更等の届出)

第十二条 (現行のとおり)

(建築物環境計画書等の概要についての公表)

第十一条 条例第二十一条の三、~~第二十二條第二項、第二十三條第二項、第二十三條の三第四項及び第二十三條の六第三項~~の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一及び二 (略)

(建築物環境計画書の変更の届出)

第十二条 (略)

2 条例第二十二條第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、~~マンション環境性能表示に変更が生じない場合であつて、次に掲げる場合とする。~~

一 条例第二十一條第三号に掲げる事項の変更にあつては、次に掲げる変更以外の変更をする場合

ア 主たる用途の変更

イ 第八条の三第二項第一号に規定する用途に供する部分の延べ面積が、新たに二千平方メートル以上になる変更

ウ 第八条の三第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分の延べ面積がいずれも二千平方メートル未満であつた特定建築物において、同項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分のいずれかの延べ面積が新たに二千平方メートル以上になる変更

エ 建築物の新築の場合にあつては延べ面積が、建築物の増築

2| 条例第二十二條第一項の規定による届出は、条例第二十一條第一号に掲げる事項を変更する場合にあつては別記第三号様式の四による建築主等氏名等変更届出書により、同条第三号から第八号までに掲げる事項を変更する場合にあつては別記第四号様式による建築物環境計画書変更届出書によらなければならない。

3| (現行のとおり)

4| 条例第二十二條第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、マンション環境性能表示に変更が生じない場合であつて、次に掲げる場合とする。

一 条例第二十一條第三号に掲げる事項の変更にあつては、次に掲げる変更以外の変更をする場合

ア 主たる用途の変更

イ 第八条の三第二項各号に規定する用途に供する部分の延べ

の場合にあつては増築部分の延べ面積が、新たに一万平方メートルを超える変更

二 条例第二十一條第四号に掲げる事項の変更にあつては、新たに環境への配慮のための措置を実施する場合及び環境への配慮のための措置の内容を変更し、当該変更により環境への配慮の程度が同等以上となる場合

三 条例第二十一條第六号に掲げる事項の変更にあつては、同号に規定する設備の導入の有無の検討結果を変更するとき又は当該設備のうち太陽光を利用するための設備において太陽光の交換方法を変更するとき以外の変更をする場合

3| 条例第二十二條第一項の規定による届出は、条例第二十一條第一号に掲げる事項を変更する場合にあつては別記第三号様式の四による特定建築主等氏名等変更届出書により、同条第三号から第八号までに掲げる事項を変更する場合にあつては別記第四号様式による建築物環境計画書変更届出書によらなければならない。

4| (略)

面積が、新たに二千平方メートル以上になる変更

一 条例第二十一条第四号に掲げる事項の変更にあつては、新たに環境への配慮のための措置を実施する場合及び環境への配慮のための措置の内容を変更し、当該変更により環境への配慮の程度が同等以上となる場合

二 条例第二十一条第六号に掲げる事項の変更にあつては、同号に規定する再生可能エネルギーの利用に係る措置の有無の検討結果を変更するとき又は当該措置のうち太陽光を利用するための設備において太陽光の変換方法を変更するとき以外の変更をする場合

5 条例第二十二条第二項の規定による建築物等の新築等の中止の届出は、別記第四号様式の二による建築物環境計画中止届出書によらなければならない。

(工事完了の届出)

第十三条 条例第二十三条第一項の規定による届出は、別記第五号様式による建築物等工事完了届出書によらなければならない。

2 前項の建築物等工事完了届出書の届出に当たっては、条例第二十一条に規定する建築物環境計画書（条例第二十二条第一項に規定する届出を含む。）に記載された環境への配慮のための措置等の実施結果を示した書類及び図書を添付しなければならない。

3 条例第二十三条第一項の規定による届出は、建築物等の新築等に係る工事が完了した日の翌日から起算して三十日以内になしな

(工事完了の届出)

第十三条 条例第二十三条第一項の規定による届出は、別記第五号様式による特定建築物等工事完了届出書によらなければならない。

2 前項の建築物等工事完了届出書の届出に当たっては、条例第二十一条に規定する建築物環境計画書（条例第二十二条第一項に規定する届出を含む。）に記載された環境への配慮のための措置等の実施結果を示した書類及び図書を添付しなければならない。

3 条例第二十三条第一項の規定による届出は、特定建築物等の新築等に係る工事が完了した日の翌日から起算して三十日以内にしな

なければならない。

4 (現行のとおり)

5 条例第二十三条第三項に規定する規則で定める特別大規模特定建築主は、マンションのみに係る工事完了の届出を行った特別大規模特定建築主を除いた者とする。

6 (現行のとおり)

(性能表示等を行う建築物の評価項目等)

第十三条の二 条例第二十三条の二第一項及び第二項に規定する規則で定める取組状況の評価は、次に掲げる措置についての評価とする。

一から五まで (現行のとおり)

2 条例第二十三条の二第二項に規定する規則で定める用途は、第八条の三第二項第二号から第八号までに規定する用途(当該各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。)とする。

3 条例第二十三条の二第二項に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物省エネ法第十八条第二号又は第三号に該当する建築物とする。

(特定マンションの環境性能の表示等)

なければならない。

4 (略)

5 条例第二十三条第三項に規定する規則で定める特別大規模特定建築主は、特定マンションのみに係る工事完了の届出を行った特別大規模特定建築主を除いた者とする。

6 (略)

(性能表示等を行う建築物の評価項目等)

第十三条の二 条例第二十三条の二第一項に規定する規則で定める建築物は、住居の用に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上の建築物とする。

2 条例第二十三条の二第一項に規定する規則で定める取組状況の評価は、次に掲げる措置についての評価とする。

一から五まで (略)

3 条例第二十三条の二第二項に規定する規則で定める取組状況の評価は、次に掲げる措置についての評価とする。

一 建築物の熱負荷の低減

二 設備のエネルギーの使用の合理化

第十三条の三 条例第二十三条の三第一項に規定する規則で定める規模は、住居の用に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上であることとする。

2| 条例第二十三条の三第一項本文に規定する規則で定める広告は、次に掲げる広告で、間取り図が表示されるものとする。

一から五まで (現行のとおり)

3| 条例第二十三条の三第一項に規定する規則で定める日は、マンションの新築等に係る工事が完了した日の翌日から起算して一年を経過した日とする。

4| (現行のとおり)

5| (現行のとおり)

6| (現行のとおり)

(マンションの環境性能の任意表示等)

第十三条の三の二 条例第二十三条の三の二第一項に規定する規則で定める広告は、前条第二項各号に掲げる広告で、間取り図が表示されるものとする。

2| 条例第二十三条の三の二第一項に規定する規則で定める日は、マンションの新築等に係る工事が完了した日の翌日から起算して一年を経過した日とする。

3| 前条第四項から第六項までの規定は、条例第二十三条の三の二第一項の規定によるマンション環境性能表示の表示について準用

(特定マンションの環境性能の表示等)

第十三条の三 条例第二十三条の三第二項本文に規定する規則で定める広告は、次に掲げる広告で、間取り図が表示されるものとする。

一から五まで (略)

2| 条例第二十三条の三第一項に規定する規則で定める日は、特定マンションの新築等に係る工事が完了した日の翌日から起算して一年を経過した日とする。

3| (略)

4| (略)

5| (略)

する。

(環境性能評価書の作成等)

第十三条の四 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める日までの間は、特別大規模特定建築物等の新築等に係る工事の着手の予定の日の少なくとも二十一日前から、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までとする。

一 特別大規模特定建築物等の全部について、売却又は信託の受益権が譲渡された日

二 (現行のとおり)

2| (現行のとおり)

一 一の買受人、賃借人又は信託の受益権の譲受人(以下「買受人等」という。)に、売却、賃貸又は信託の受益権の譲渡(以下「売却等」という。)をしようとする特別大規模特定建築物に係る環境性能評価書の交付を行つたことがない場合であつて、当該買受人等に売却等をしようとする部分(既に売却等をしている部分を含む。)のうち、第八条の三第二項第二号から第八号

(省エネルギー性能評価書の作成等)

第十三条の四 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める用途は、第八条の三第二項第二号から第八号までに規定する用途(当該各用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。)とする。

2 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物省エネ法第十八条各号のいずれかに該当する建築物とする。

3| 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める日までの間は、特別大規模特定建築物の新築等に係る工事の着手の予定の日の少なくとも二十一日前から、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までとする。

一 特別大規模特定建築物の全部について、売却又は信託の受益権が譲渡された日

二 (略)

4| (略)

一 一の買受人、賃借人又は信託の受益権の譲受人(以下「買受人等」という。)に、売却、賃貸又は信託の受益権の譲渡(以下「売却等」という。)をしようとする特別大規模特定建築物に係る省エネルギー性能評価書の交付を行つたことがない場合であつて、当該買受人等に売却等をしようとする部分(既に売却等をしている部分を含む。)のうち、第八条の三第二項

までに規定する各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル未満であるとき。

- 一 既に一の買受人等に、特別大規模特定建築物等の一部について、環境性能評価書の交付を行ったことがある場合であつて、当該特別大規模特定建築物等の他の部分を当該買受人等に売却等しようとするとき（環境性能評価書に記載する第十三条の二第一項各号に規定する措置に係る評価に変更がないときに限る。）。

3| 条例第二十三条の四第二項に規定する規則で定める日は、第一項各号のいずれか早い日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

4| 条例第二十三条の四第二項の規定による届出は、別記第五号様式の四による環境性能評価書交付届出書に次の書面を添付して行わなければならない。

- 一 評価書作成基準に基づき作成する環境性能評価書交付状況一覧
- 二 交付をした環境性能評価書の写し（最初に交付をしたものに限る。）
- 三 環境性能評価書の内容に変更があつた場合は、交付をした変更後の環境性能評価書の写し（最初に交付をしたものに限る。）

（マンション環境性能表示の変更の届出等）

第十三条の五 （現行のとおり）

第二号から第八号までに規定する各用途に供する部分の延べ面積がいずれも二千平方メートル未満であるとき。

- 一 既に一の買受人等に、特別大規模特定建築物の一部について、省エネルギー性能評価書の交付を行ったことがある場合であつて、当該特別大規模特定建築物の他の部分を当該買受人等に売却等しようとするとき（省エネルギー性能評価書に記載する第十三条の二第三項第一号及び第二号に規定する措置に係る評価に変更がないときに限る。）。

5| 条例第二十三条の四第二項に規定する規則で定める日は、第三項各号のいずれか早い日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

6| 条例第二十三条の四第二項の規定による届出は、別記第五号様式の四による省エネルギー性能評価書交付届出書に次の書面を添付して行わなければならない。

- 一 評価書作成基準に基づき作成する省エネルギー性能評価書交付状況一覧
- 二 交付をした省エネルギー性能評価書の写し（最初に交付をしたものに限る。）
- 三 省エネルギー性能評価書の内容に変更があつた場合は、交付をした変更後の省エネルギー性能評価書の写し（最初に交付をしたものに限る。）

（マンション環境性能表示の変更の届出等）

第十三条の五 （略）

2 条例第二十三条の六第一項の規定による届出は、別記第五号様式の五によるマンション環境性能表示変更届出書に、変更後の条例第二十三条の三第一項若しくは条例第二十三条の三の二第一項に規定する広告又はその写しを添えて行わなければならない。

3 条例第二十三条の六第二項の規定による届出は、条例第二十一条第一項の規定による届出と、別記第三号様式の四による建築主等氏名等変更届出書により併せて行わなければならない。

4 知事は、条例第二十三条の三第四項、(条例第二十三条の三の二第二項で準用する場合を含む。)又は第二十三条の六第三項の規定による概要の公表の内容が第十三条第一項に規定する建築物等工事完了届出書の内容と異なる場合で、第十三条の三第三項各別に掲げる広告が行われないと認めるときは、当該建築物等工事完了届出書の内容に基づき、知事が別に定めるところにより当該公表の内容を修正することができる。

(提出書等の提出)

第十三条の五の二 第八十二条の規定にかかわらず、条例第二章第三節の規定による提出、届出又は報告に係る書類等の提出、届出又は報告は、提出書又は届出書の正本に磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録した次に掲げる書類等の添付により行うことができる。

一 第十条、第十条の二、第十二条、第十三条、第十三条の三(第十三条の三の二で準用する場合を含む。)、第十三条の四及び前条の各条に定める別記様式による提出書又は届出書の正本の写

2 条例第二十三条の六第一項の規定による届出は、別記第五号様式の五によるマンション環境性能表示変更届出書に、変更後の条例第二十三条の三第一項に規定する広告又はその写しを添えて行わなければならない。

3 条例第二十三条の六第二項の規定による届出は、条例第二十一条第一項の規定による届出と、別記第三号様式の四による特定建築主等氏名等変更届出書により併せて行わなければならない。

4 知事は、条例第二十三条の三第四項又は第二十三条の六第三項の規定による概要の公表の内容が第十三条第一項に規定する特定建築物等工事完了届出書の内容と異なる場合で、第十三条の三第三項各別に掲げる広告が行われないと認めるときは、当該特定建築物等工事完了届出書の内容に基づき、知事が別に定めるところにより当該公表の内容を修正することができる。

し

一 第十条、第十条の二、第十二条、第十三条、第十三条の三（第十三条の三の二で準用する場合を含む）、第十三条の四及び前条の各条に定める別記様式による提出書又は届出書に添付する関係書類等の正本及びその写し

第十三条の六から第八十三条まで（現行のとおり）

附 則

1 から 10 まで（現行のとおり）

11 平成三十六年三月三十一日までの間、第四条の二十第二項に定める期間は、同項の規定にかかわらず、次の表の第一欄に掲げる事業所にあつては、当該第一欄の区分に応じ、当該第二欄に掲げる年度から当該第三欄に掲げる年度までとする。

第一欄	第二欄	第三欄
一 平成二十八年度から平成三十一年度までの間に条例第五条の十五第一項の規定による申請（以下この表において「申請」という。）（第一期当初申請（平成二十四年度から平成二十六年まで）の間に初	当初申請（平成二十八年度から平成三十一年度までの間に）行われた最初の申請であつて、基準に適合することを知事	当初申請を行つた年度から起算して五年度目の年度（基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合）にあつては、その認めた日の

第十三条の六から第八十三条まで（略）

附 則

1 から 10 まで（略）

11 平成三十一年三月三十一日までの間、第四条の二十第二項に定める期間は、同項の規定にかかわらず、次の表の第一欄に掲げる事業所にあつては、当該第一欄の区分に応じ、当該第二欄に掲げる年度から当該第三欄に掲げる年度までとする。

第一欄	第二欄	第三欄
一 当初申請（条例第五条の十五第一項の規定による申請（以下この表において「申請」という。）であつて、初めて同項の基準（以下「基準」という。）に適合することを知事が認めた事業所となつたときの申請をいう。以	当初申請を行つた年度	当初申請を行つた年度から起算して五年度目の年度（基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合）にあつては、その認めた日の

<p>「 特例認定事業所のうち、再申請（当初申請を行った年度の属する削減計画期間内において再度行われた申請をいう。以下同じ。）を行い、基準に適合すること</p>	<p>再申請を行つた年度</p>	<p>当初申請を行つた年度から起算して五年度目の年度（再申請の後に基準に適合しなくなったことを知事が</p>
<p>めて同項の基準（以下「基準」という。）に適合することを知事が認めた事業所となつたときの申請をいう。以下同じ。）を行つた年度から起算して五箇年度の間再度行われた申請を除く。）を行い、基準に適合することを知事が認めた事業所（以下「特例認定事業所」という。）（二に該当するものを除く。）</p>	<p>が認めた事業所となつたときの申請（第一期当初申請を行つた年度から起算して五箇年度の間再度行われた申請を除く。）をいう。以下同じ。）を行つた年度</p>	<p>属する年度）</p>

<p>「 特例認定事業所のうち、当初申請を行つた年度から起算して五箇年度の間再度行われる申請をいう。以下同じ。）が行われ、基準に適合することを知事が認めた事業所</p>	<p>再申請を行つた年度</p>	<p>当初申請を行つた年度から起算して五年度目の年度（再申請の後に基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあっては、その認めた日の属する年度）</p>
<p>下同じ。）が平成二十三年度から平成二十六年度までの間に行われた事業所（以下「特例認定事業所」という。）（二に該当するものを除く。）</p>		<p>属する年度）</p>

を 知 事 が 認 め た 事 業 所	認 め た 場 合 に あ つ て は 、 そ の 認 め た 日 の 属 す る 年 度)
------------------------	--

附則別記第一号様式から第三号様式まで (現行のとおり)

別表第一 温室効果ガスの排出の量の算定方法 (第三条の三関係)

温室効果ガスの種類	算定方法
一 (現行のとおり)	(現行のとおり) イからホまで (現行のとおり) へ 指定地球温暖化対策事業所その他知事が別に定める事業所 (以下へにおいて「指定地球温暖化対策事業所等」という。)にあつては、次の(一)及び(二)の量を減じ、(三)の量を加えて得られる量 (第四条の十七各項、第四条の十九第一項又は同条第六項各号に係る温室効果ガスの排出の量を算定する場合を除く。) (一)から(三)まで (現行のとおり)
二から九まで (現行のとおり)	(現行のとおり)

備考

附則別記第一号様式から第三号様式まで (略)

別表第一 温室効果ガスの排出の量の算定方法 (第三条の三関係)

温室効果ガスの種類	算定方法
一 (略)	(略) イからホまで (略) へ 指定地球温暖化対策事業所その他知事が別に定める事業所 (以下へにおいて「指定地球温暖化対策事業所等」という。)にあつては、次の(一)及び(二)の量を減じ、(三)の量を加えて得られる量 (第四条の十七各項、第四条の十九第一項又は同条第五項各号に係る温室効果ガスの排出の量を算定する場合を除く。) (一)から(三)まで (略)
二から九まで (略)	(略)

備考

一及び二 (現行のとおり)

付表第一から付表第七まで (現行のとおり)

別表第一の二及び別表第一の三 (現行のとおり)

別表第一の三の二 事業所区域の変更に伴う基準排出量の算定方法
(第四条の十七関係)

区域変更部 分	旧指定事業 所の区分	旧指定事業所の基準 排出量の算定方法	標準排出 量
(現行のと おり)	(現行のと おり)	(現行のとおり)	(現行の とおり)

備考

一から三まで (現行のとおり)

四 基準変更相当量とは、旧指定事業所の区域の全部又は一部の部分を第四条の十九第六項の状況の変更があつた部分とみなした場合において同項の規定により算定される基準排出量に加え、又は減じる量(同項第一号から第三号までのいずれかの方法によるものに限る。)をいう。

五から八まで (現行のとおり)

別表第一の四から別表第二十まで (現行のとおり)

一及び二 (略)

付表第一から付表第七まで (略)

別表第一の二及び別表第一の三 (略)

別表第一の三の二 事業所区域の変更に伴う基準排出量の算定方法
(第四条の十七関係)

区域変更部 分	旧指定事業 所の区分	旧指定事業所の基準 排出量の算定方法	標準排出 量
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

一から三まで (略)

四 基準変更相当量とは、旧指定事業所の区域の全部又は一部の部分を第四条の十九第五項の状況の変更があつた部分とみなした場合において同項の規定により算定される基準排出量に加え、又は減じる量(同項第一号から第三号までのいずれかの方法によるものに限る。)をいう。

五から八まで (略)

別表第一の四から別表第二十まで (略)

第1号様式の5（第4条の7関係）

東京都知事殿

住所
氏名
〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在〕

年 月 日

指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の9第1項の規定により、指定地球温暖化対策事業者の氏名等の変更を、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
変更事項	1 指定地球温暖化対策事業者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地） 2 事業所の名称又は所在地 3 事業所の所有者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
変更内容	変更前 変更後 (電話番号)
連絡先	
※受付欄	

備考 1 市印の欄には、記入しないこと。
2 「変更事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
3 第4条の21の4第5項第2号又は第3号に掲げる事項（当該第3号イに掲げる事項のうち口頭承認者に係るものを除く。）に変更があった場合は、別紙に当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。

（日本工業規格A列4番）

別記第一号様式の二から第一号様式の四の四まで（現行のとおり）

別記第1号様式（第4条の4関係）

東京都知事殿

住所
氏名
〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在〕

年 月 日

所有事業者等届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の8第2項の規定により、事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者に関する旨に關し、次のとおり届け出ます。

事業所の名称		種類
事業所の所在地		
温室効果ガスの排出に關する責任を有する者	① 氏名 ② 氏名 ③ 氏名	① 番号 ② 番号 ③ 番号
事業所の所有者の同意	合弁人様 名	
連絡先	別添のとおり	
※受付欄	(電話番号)	

備考 1 市印の欄には、記入しないこと。
2 「種類」の欄には、温室効果ガスの排出について責任を有する者が、それぞれ第4条の4第1項各号のいずれに該当するかを記入すること。
3 「温室効果ガスの排出について責任を有する者」欄が不足する場合は、別紙に必要事項を記入併用して、添えること。
4 指定地球温暖化対策事業者に変更があった場合は、別紙に当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。
5 第4条の21の4第5項第2号又は第3号に掲げる事項（当該第3号イに掲げる事項のうち口頭承認者に係るものを除く。）に変更があった場合は、別紙に当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。

（日本工業規格A列4番）

第1号様式の5（第4条の7関係）

東京都知事殿

住所
氏名
〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在〕

年 月 日

指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の9第1項の規定により、指定地球温暖化対策事業者の氏名等の変更を、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
変更事項	1 指定地球温暖化対策事業者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地） 2 事業所の名称又は所在地 3 事業所の所有者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
変更内容	変更前 変更後 (電話番号)
連絡先	
※受付欄	

備考 1 市印の欄には、記入しないこと。
2 「変更事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

（日本工業規格A列4番）

別記第一号様式の二から第一号様式の四の四まで（略）

別記第1号様式（第4条の4関係）

東京都知事殿

住所
氏名
〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在〕

年 月 日

所有事業者等届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の8第2項の規定により、事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者に関する旨に關し、次のとおり届け出ます。

事業所の名称		種類
事業所の所在地		
温室効果ガスの排出に關する責任を有する者	① 氏名 ② 氏名 ③ 氏名	① 番号 ② 番号 ③ 番号
事業所の所有者の同意	合弁人様 名	
連絡先	別添のとおり	
※受付欄	(電話番号)	

備考 1 市印の欄には、記入しないこと。
2 「種類」の欄には、温室効果ガスの排出について責任を有する者が、それぞれ第4条の4第1項各号のいずれに該当するかを記入すること。
3 「温室効果ガスの排出について責任を有する者」欄が不足する場合は、別紙に必要事項を記入併用して、添えること。

（日本工業規格A列4番）

第3号様式(第10条関係)

東京都知事 殿		年 月 日
住所 氏名 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕		⑤
建築物標識計画書提出書		
都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第21条第1項の規定により、建築物標識計画書を提出します。		
建築物標識の名称	建築物の所在地	
建築物標識計画書	別部のとおり	
連絡先		
※受付欄		(電話番号)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。
(日本工業規格A列4番)

第1号様式の6(第4条の7関係)

東京都知事 殿		年 月 日
住所 氏名 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕		⑤
指定地球温暖化対策事業者変更届出書		
都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第5条の9第2項の規定により指定地球温暖化対策事業者の変更を、次のとおり届け出ます。		
事業所の名称	事業所の所在地	
指定番号		
指定地球温暖化対策事業者の住所及び氏名(旧事業者)	変更前	
は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	変更後	
連絡先		
※受付欄		(電話番号)

備考 1. ※印の欄には、記入しないこと。
(日本工業規格A列4番)
2. 第4条の4の4第5項第2号又は第3号に掲げる事項(同項第3号イに掲げる事項のうち旧事業者に関するものを除く。)に変更があった場合は、別紙に当該変更の内容及び当該変更の内容を記載して、届えること。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

建築物標識計画書
別部のとおり

連絡先

第3号様式(第10条関係)

東京都知事 殿		年 月 日
住所 氏名 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕		⑤
建築物標識計画書提出書		
都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第21条第1項の規定により、建築物標識計画書を提出します。		
建築物標識の名称	建築物の所在地	
建築物標識計画書	別部のとおり	
連絡先		
※受付欄		(電話番号)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。
(日本工業規格A列4番)

(日本工業規格A列4番)

第1号様式の6(第4条の7関係)

東京都知事 殿		年 月 日
住所 氏名 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕		⑤
指定地球温暖化対策事業者変更届出書		
都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第5条の9第2項の規定により指定地球温暖化対策事業者の変更を、次のとおり届け出ます。		
事業所の名称	事業所の所在地	
指定番号		
指定地球温暖化対策事業者の住所及び氏名(旧事業者)	変更前	
は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	変更後	
連絡先		
※受付欄		(電話番号)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。
(日本工業規格A列4番)

第2号様式の二十七まで (略)

第3号様式の3 (第10条の2関係)

東京都知事殿

年 月 日

住所氏名
氏名 (法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
⑥

建築物構造計画書は書類提出

都民の健康と安全を確保する事項に関する条例第21条の2第1項の規定により、建築物構造計画書を提出します。

建築物等の名称	
建築物等の所在地	
建築物構造計画書 別紙のとおり	
連絡先	()
※交付欄	(電話番号)

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第3号様式の2 (第10条関係)

建築物構造計画書

建築物番号

1. 建築主の氏名等

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

2. 建築物等の名称及び所在地

建築物等の名称

建築物等の所在地

3. 建築物等の概要

新築・増築・改築の区別

工事着手年月日

工事完了年月日

敷地面積 ㎡

延べ面積 ㎡

用途別床面積 ㎡

建築物の高さ

階数

構造

4. エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る対策への配慮のための措置並びにその取組状況の概要(取組・評価書)のとおり

5. 再生可能エネルギーの利用に係る措置に関する検討状況

別紙「再生可能エネルギー利用に係る検討シート」のとおり

①取得 購入する 購入しない 未定

②取得 購入する 購入しない 未定

6. エネルギー性能基準に対する適合状況

適合する 適合しない

対象となる用途がない

7. エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値への適合状況

適合する 適合しない

対象となる用途がない

(日本工業規格A列4番)

第3号様式の3 (第10条の2関係)

東京都知事殿

年 月 日

住所氏名
氏名 (法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
⑥

建築物構造計画書は書類提出

都民の健康と安全を確保する事項に関する条例第21条の2第1項の規定により、建築物構造計画書を提出します。

建築物等の名称	
建築物等の所在地	
建築物構造計画書 別紙のとおり	
連絡先	()
※交付欄	(電話番号)

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第3号様式の2 (第10条関係)

建築物構造計画書

建築物番号

1. 建築主の氏名等

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

2. 建築物等の名称及び所在地

建築物等の名称

建築物等の所在地

3. 建築物等の概要

新築・増築の区別

工事着手年月日

工事完了年月日

敷地面積 ㎡

延べ面積 ㎡

用途別床面積 ㎡

建築物の高さ

階数

構造

4. エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る対策への配慮のための措置並びにその取組状況の概要(取組・評価書)のとおり

5. 再生可能エネルギーの利用に係る措置に関する検討状況

別紙「再生可能エネルギー利用に係る検討シート」のとおり

①取得 購入する 購入しない 未定

②取得 購入する 購入しない 未定

6. エネルギー性能基準に対する適合状況

適合する 適合しない

対象となる用途がない

7. エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値への適合状況

適合する 適合しない

対象となる用途がない

(日本工業規格A列4番)

第4号様式(第12条関係)

東京都知事 殿

年 月 日

住所
氏名
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

建築物環境計画書変更届出書

建築物環境計画書の記載事項について変更するので、都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第22条第1項の規定により、次とおり届け出ます。

建築物等の名称	
建築物等の所在地	
建築物環境計画書 提出書等の交付番号	建築物環境計画書届出書() 建築物環境計画書変更届出書()
変更しようとする事項	変更前 変更後
変更の理由	
変更する事項に係る図書	
工事期間(予定)	変更工事着手 年 月 日 建築物工事完了 年 月 日
連絡先	(電話番号)
※交付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 変更する事項に係る図書の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とすること。

第3号様式の4(第12条、第19条の5関係)

東京都知事 殿

年 月 日

住所
氏名
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

建築士等氏名等変更届出書

建築士等の氏名等に変更が生じたので、都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第22条第1項、第23条の6第2項の規定により、次とおり届け出ます。

建築士等の名称	
建築士等の所在地	
建築物環境計画書 提出書等の交付番号	建築物環境計画書届出書() 建築物環境計画書変更届出書()
変更日	年 月 日
変更内容	変更前 変更後
連絡先	(電話番号)
※交付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第4号様式(第12条関係)

東京都知事 殿

年 月 日

住所
氏名
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

建築物環境計画書変更届出書

建築物環境計画書の記載事項について変更するので、都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第22条第1項の規定により、次とおり届け出ます。

特定建築物等の名称	
特定建築物等の所在地	
建築物環境計画書 提出書等の交付番号	建築物環境計画書() 建築物環境計画書変更届出書()
変更しようとする事項	変更前 変更後
変更の理由	
変更する事項に係る図書	
工事期間(予定)	変更工事着手 年 月 日 建築物工事完了 年 月 日
連絡先	(電話番号)
※交付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 変更する事項に係る図書の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とすること。

第3号様式の4(第12条、第13条の5関係)

東京都知事 殿

年 月 日

住所
氏名
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

特定建築士等氏名等変更届出書

特定建築士等の氏名等に変更が生じたので、都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第22条第1項、第23条の6第2項の規定により、次とおり届け出ます。

特定建築士等の名称	
特定建築士等の所在地	
建築物環境計画書 提出書等の交付番号	建築物環境計画書届出書() 建築物環境計画書変更届出書()
変更日	年 月 日
変更内容	変更前 変更後
連絡先	(電話番号)
※交付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第5号様式（第13条関係）

東京都知事殿		年 月 日
住所氏名 (他人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地)		⑤
建築物等工事完了届出書		
建築物等の新築等に係る工事が完了したので、都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第23条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
建築物等の名称		
建築物等の所在地		
建築物等建設計画書提出書(提出書等の受付番号)	建築物等建設計画書変更届出書()	
工事完了の年月日	年 月 日	
変更の有無	有 ・ 無	変更 後
主な変更事項		
添付する書類及び図書		
連絡先	(電話番号)	
※受付欄		

備考 1 「主な変更事項」の欄には、建築物等建設計画書の記載事項と比較して完了した事項に変更がある場合に記入すること。ただし、建築物等建設計画書変更届出書で届け出た記載事項については記入を要しない。
2 ※印の欄には、記入しないこと。
3 添付する書類及び図書の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とすること。

第4号様式2（第12条関係）

東京都知事殿		年 月 日
住所氏名 (他人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地)		⑥
建築物等建設計画書中止届出書		
建築物等建設計画書に抵触した建築物の新築等を中止したので、都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第22条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。		
建築物等の名称		
建築物等の所在地		
建築物等建設計画書(提出書等の受付番号)	建築物等建設計画書変更届出書()	
新築等を中止した日	年 月 日	
新築等を中止した理由		
連絡先	(電話番号)	
※受付欄		

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

第5号様式（第13条関係）

東京都知事殿		年 月 日
住所氏名 (他人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地)		⑥
特定建築物等工事完了届出書		
特定建築物の新築等に係る工事が完了したので、都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第23条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
特定建築物等の名称		
特定建築物等の所在地		
建築物等建設計画書(交付番号)	建築物等建設計画書変更届出書()	
工事完了の年月日	年 月 日	
変更の有無	有 ・ 無	変更 後
主な変更事項		
添付する書類及び図書		
連絡先	(電話番号)	
※受付欄		

備考 1 「主な変更事項」の欄には、建築物等建設計画書の記載事項と比較して完了した事項に変更がある場合に記入すること。ただし、建築物等建設計画書変更届出書で届け出た記載事項については記入を要しない。
2 ※印の欄には、記入しないこと。
3 添付する書類及び図書の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とすること。

(日本工業規格A列4番)

第5号様式の3（第13条の3関係）

東京都知事殿		年 月 日
住所氏名 <small>(個人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</small>		⑥
マンション環境性能表示届出書		
販売 広告中にマンション環境性能表示を 表示し、 買取 買取 広告中にマンション環境性能表示を 表示させ、 安全を確保する事項に関する条例 <u>第23条の3第3項</u> の規定により、次のとおり届け出 ます。 <u>第23条の3の2第1項</u>		
建築物等の名称		
建築物等の所在地		
建築物環境計画書等の 提出書等の受付番号	建築物環境計画書変更届出書 ()	
広 告 日	年 月 日	
広告又はその写し マンション販売等受取者 の住所及び名称 <small>(個人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)</small>	別添のとおり	
連絡先	先	
※交付欄	(電話番号)	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。(日本工業規格A列4番)

第5号様式の2（第13条関係）

東京都知事殿		年 月 日
住所氏名 <small>(法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)</small>		⑥
省エネルギー性能状況報告書提出書		
都民の健康と安全を確保する事項に関する条例第23条第3項の規定により、省エネルギー性能状況報告書を出します。		
特別大規模特定建築物の名称		
特別大規模特定建築物の所在地		
建築物環境計画書等の 提出書等の受付番号	建築物環境計画書変更届出書 () 建築物環境計画書竣工届出書 ()	
省エネルギー性能状況報告書	別添のとおり	
連絡先	先	
※交付欄	(電話番号)	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。(日本工業規格A列4番)

第5号様式の3（第19条の3関係）

東京都知事殿		年 月 日
住所氏名 <small>(個人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</small>		⑥
マンション環境性能表示届出書		
販売 広告中にマンション環境性能表示を 表示し、 買取 買取 広告中にマンション環境性能表示を 表示させ、 安全を確保する事項に関する条例 <u>第23条の3第3項</u> の規定により、次のとおり届け出 ます。 <u>第23条の3の2第1項</u>		
特定建築物等の名称		
特定建築物等の所在地		
建築物環境計画書等の 受付番号	建築物環境計画書 () 建築物環境計画書変更届出書 ()	
広 告 日	年 月 日	
広告又はその写し マンション販売等受取者 の住所及び名称 <small>(個人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)</small>	別添のとおり	
連絡先	先	
※交付欄	(電話番号)	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。(日本工業規格A列4番)

第5号様式の2（第19条関係）

東京都知事殿		年 月 日
住所氏名 <small>(法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)</small>		⑥
省エネルギー性能状況報告書提出書		
都民の健康と安全を確保する事項に関する条例第23条第3項の規定により、省エネルギー性能状況報告書を出します。		
特別大規模特定建築物の名称		
特別大規模特定建築物の所在地		
建築物環境計画書等の 受付番号	建築物環境計画書 () 建築物環境計画書変更届出書 () 特定建築物工事完了届出書 ()	
省エネルギー性能状況報告書	別添のとおり	
連絡先	先	
※交付欄	(電話番号)	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。(日本工業規格A列4番)

第5号様式の5（第13条の5第1項）

東京都知事殿

年 月 日

住所氏名
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

マニション環境性能表示変更届出書

取寄 広域中に変更したマニション環境性能表示を 表示し、都民のマニションの 質を 向上させるため、都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第23条の6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称	
建築物の所在地	
建築物環境計画書提出書（提出書番号）	
竣工年月日	
広告又はその写し別添のとおり	
マニション販売等受託者の住所及び名称 <small>（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</small>	
連絡先 <small>※交付欄</small>	（電話番号）

（日本工業規格A列4番）

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第5号様式の4（第13条の4第1項）

東京都知事殿

年 月 日

住所氏名
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

環境性能表示交付届出書

環境性能表示書の交付を行ったので、都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第23条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特別大規模特定建築物の名称	
特別大規模特定建築物の所在地	
特別大規模特定建築物の用途別床面積	㎡ 飲食店等 ㎡
	㎡ 集合住宅等 ㎡
	㎡ 百貨店等 ㎡
	㎡ その他（ ） ㎡
	㎡ 事務所等 ㎡
	㎡ 学校等 ㎡
建築物環境計画書提出書（提出書番号）	
建築物環境計画書変更届出書（提出書番号）	
交付した環境性能表示書の写し別添のとおり	
連絡先 <small>※交付欄</small>	（電話番号）

（日本工業規格A列4番）

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第六号様式から第三十九号様式まで（現行のとおり）

第5号様式の5（第13条の5第1項）

東京都知事殿

年 月 日

住所氏名
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

マニション環境性能表示変更届出書

取寄 広域中に変更したマニション環境性能表示を 表示し、都民のマニションの 質を 向上させるため、都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第23条の6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

販売建築物の名称	
販売建築物の所在地	
環境性能表示書の交付番号	
環境性能表示書の交付年月日	
広告又はその写し別添のとおり	
マニション販売等受託者の住所及び名称 <small>（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</small>	
連絡先 <small>※交付欄</small>	（電話番号）

（日本工業規格A列4番）

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第5号様式の4（第13条の4第1項）

東京都知事殿

年 月 日

住所氏名
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

エネオールバー性能表示交付届出書

エネオールバー性能表示書の交付を行ったので、都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第23条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特別大規模特定建築物の名称	
特別大規模特定建築物の所在地	
特別大規模特定建築物の用途別床面積	㎡ 飲食店等 ㎡
	㎡ 集合住宅等 ㎡
	㎡ 百貨店等 ㎡
	㎡ その他（ ） ㎡
	㎡ 事務所等 ㎡
	㎡ 学校等 ㎡
建築物環境計画書（提出書番号）	
建築物環境計画書変更届出書（提出書番号）	
交付したエネオールバー性能表示書の写し別添のとおり	
連絡先 <small>※交付欄</small>	（電話番号）

（日本工業規格A列4番）

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第六号様式から第三十九号様式まで（略）